

## 会則

### 第1条（名称）

本会は**日本てんかん学会近畿地方会**と称する。

### 第2条（目的）

本会は、**日本てんかん学会の近畿地方会**として、てんかん学に関する学術の進歩と、てんかん診療および患者の福祉に関する知識の普及をはかり、会員相互の交流・情報交換を行うことを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、その他の講演会の開催。
2. 関連団体・機関等との連携。
3. 会員相互の親睦。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第4条（会員）

本会会員は、日本てんかん学会 近畿地方会 第5条および第6条の規定による正会員、賛助会員、名誉会員とする。

### 第5条（会員資格）

本会は主に近畿地区に所在する施設（大学病院、その他診療施設等）に勤務する会員により構成する。

### 第6条（会員種類）

本会の会員は、下記の1～4のいずれかに該当し、名誉会員以外は第7条に定める手続を完了した者とする。

1. 正会員 臨床及び基礎てんかん学あるいはこれと関連する学術に関する知識、経験を有する者で、本会の目的に賛同し、会費を納めるものとする。
2. 名誉会員 満65歳以上の地方会会長経験者ならびに本会のために特に功労のあった者で、社員総会の議決及び会員総会の承認を得た者
3. 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するため、所定の賛助年会費を1口以上納めた者
4. 臨時会員 本会の主催する学術集会に正会員と連名で参加するため、所定の臨時会費を納めた者

### 第7条（入会）

本会に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書を本会事務局に提出し、当該年度の年会費を添えて、申し込むものとする。

### 第8条（休会）

1. 休会を希望する正会員は、休会の理由を説明できる書類を添付して、郵便かEメールで休会日の一か月前までに事務局へ連絡する。
2. 未納会費がある場合には、全納が必要である。
3. 休会期間中の会費は会計年度単位で免除されるが、休会期間が1年未満である場合は会費免除の対象とならない。

#### 第9条（復帰）

1. 休会の理由が消失した場合、郵便かEメールで事務局へ連絡する。
2. 連絡日をもって休会解除とする。
3. 復帰した正会員は速やかに当該年度の会費を納入する。

#### 第10条（資格喪失）

会員は以下の事由によって資格を喪失する。

1. 退会
2. 会費を滞納したまま、3年を経過したとき。
3. 本会の目的に著しく違背する行為があり、役員会および総会において除名を決議されたとき。

#### 第11条（運営委員）

本会を運営するために運営委員会をおく。

#### 第12条（運営委員の構成）

役員として以下の構成をする。

1. 運営委員長 1名
2. 運営委員 若干名
3. 顧問 若干名

#### 第13条（役員の職務）

1. 運営委員長は本会を代表するとともに、会務を総括する。
2. 運営委員長は運営委員会を招集し、議長となる。
3. 運営委員は日本てんかん学会近畿地方会の会員の中から、てんかんに関する活動実績および各地区所属の会員数の配分を考慮して選ぶ。
4. 運営委員長は運営委員の互選とする。
5. 運営委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ運営委員長が指名した順序により運営委員がその職務を代理し、又はその職務を行う。
6. 顧問は、本会の発展に多大の貢献があった者とし、運営委員会に出席し意見を述べる事が出来る。
7. 運営委員長、運営委員、顧問は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は学会の支出の状況を見て、支弁することができる。

#### 第14条（監事）

1. 本会に監事2名をおく。
2. 本会運営委員会の業務執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況又は業務の執行において不整の事実を発見したときには、これを運営委員会に報告すること。
4. 前号の報告の必要があるときには、臨時運営委員会、地方会総会を招集すること。

#### 第15条（役員および監事の任期）

役員および監事の任期は2年とし、再任を妨げない

1. 補欠また、増員により選任された運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
2. 運営委員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

#### 第16条 (事務局および所在地)

令和2年度より、事務局を〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2 大阪大学大学院医学系研究科脳神経外科学講座内におく

#### 第17条 (学術集会)

1. 学術集会は年1回とし、学術集会を運営するために、会長をおく。
2. 会長の任期は、定期学術集会の会期終了後から次の学術集会の会期終了までとする。
3. 次期会長は、運営委員会において選出し、議決を経て決定し、総会で報告する。

#### 第18条 (総会)

1. 総会は、会員をもって組織する。
2. 通常総会は、毎年1回、開催し、重要事項の報告、審議、決議を行う。
3. 総会は運営委員長が招集し、会長が議長となる。
4. 総会は、会員の過半数の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
5. 総会の議事はこの会則に定めがある場合を除くほか、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

#### 第19条 (議決の告示)

1. 総会での議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。
2. すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表の2名が署名押印の上、これを保存する。

#### 第20条 (会計規定)

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
2. 本会の運営に関する経費は、会費、寄付金、その他の収入を以てあてる。

#### 第21条 (会則の変更)

本会則を施行するための細則は、役員会の議を経て決める。

付則 1)本会則は、平成27年4月1日から実施する。 2)本会の会費は年3,000円とする。 3)設立年月日は平成17年4月1日とする。

平成27年7月26日改訂

令和2年4月1日改訂